



©TRAFFIC



©Martin Harvey / WWF-Canon



©Roger Leguen / WWF-Canon

## 日本のワシントン条約掲載種の輸入

齊藤つぐみ(プロジェクト担当)

# 輸

日本による野生生物の国際取引の規模や特徴を知るにあたっては、ワシントン条約（正式名称「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」）掲載種の輸出入の記録が参考になる。ここでは、日本の経済産業省がワシントン条約掲載種の取引量をまとめた最新のデータである2007年の輸出入の状況をまとめ、日本による野生生物の国際取引について分析する。

世界には多種多様な野生動植物がいるが、それらの国際取引すべてを把握することはできない。また財務省がまとめている貿易統計では品目ごとのデータがとられているが、種ごとの取引量は把握できないことが多い。しかし、ワシントン条約の附属書に掲載されている約5,000種の動物と約28,000種の植物については、種ごとに各ワシントン条約締約国が輸出入（再輸出を含む）のデータをとりまとめている。

ワシントン条約では、取引対象となっている野生動植物種を、絶滅のおそれの程度により、附属書I～IIIの3つの附属書に掲載し、規制の程度を定めている。附属書Iは原則的に商業的な国際取引が禁止されており、例外的な場合については輸出国政府発行の輸出許可書と輸入国政府発行の輸入許可書が必要となる。附属書IIについては、商取引は許可制になっており、輸出国政府の発行

した輸出許可書が必要となる。一部の締約国だけが保護対象としている生物種を掲載する附属書IIIについては、輸出国の輸出許可書あるいは、原産地証明書が必要となる。

本稿で分析する2007年の同条約の取引データは、この調査を行った時点で入手できる最新のものです。同条約の規制対象種が日本へ輸入または日本から輸出（再輸出）される際に税関に提出された許可書や証明書がもとになっている。取引時の単位は様々で、統一的に分析することは非常に難しい。このため、輸出入量自体を示すものではないが、単位や形態の異なるものを比べるために、一回の取引を一件とし、「件数」を単位として用いた。

図1で明らかのように、日本は輸出より輸入が圧倒的に多い。多少の増減はあり、輸入件数は2005年にピークがあるものの、全体的には増加傾向である。輸出件数はわずかではあるが、最近5年ぐらいは増加しており、10年前の1997年には1,500件弱だったものが、3,314件に増えている。2007年の総輸入件数は49,070件、総輸出件数は3,314件で、輸入の約8割、輸出の約7割を動物が占める。

### 輸入について

表1より、附属書別に見てみると全体の件数の約97%（47,533件）が附属書II掲載種である。附属書IIについては、動物・植物合わせてみても爬虫類がもっとも多く、すべての附属書II掲載種の輸入件数の約54%を占める。種数については、

図 1 ワシントン条約対象種の輸出入件数の推移



※1998, 1999年の件数は集計方法が異なるため、他の年とは比較できない。  
 出典：経済産業省、ワシントン条約年次報告書1981-2007

表 1 附属書別・分類群別の日本への輸入件数(2007年)

	附属書 I		附属書 II		附属書 III		
	件数	種数	件数	種数	件数	種数	
動物界	哺乳類	209	13(3)	1,187	43(1)	14	4
	鳥類	77	11	2,462	170(1)	9	3
	爬虫類	349	5(1)	25,587	172(4)	48	12(1)
	両生類	0	0	73	25	0	0
	魚類	337	4	225	14(2)	0	0
	節足動物門	0	0	217	32	0	0
	環形動物門	0	0	4	1	0	0
	軟体動物門	0	0	95	7	252	1
	刺胞動物門	0	0	7,064	130(25)	0	0
動物合計	972	33(4)	36,914	594(33)	323	20(1)	
植物界	241	54(2)	10,619	924(14)	1	0(1)	
合計	1,213	87(6)	47,533	1,518(47)	324	20(2)	

※種数の( )内はspp.やsp.や空欄となっているものの数。( )外はspp. sp.等を除いた種数。  
 出典：経済産業省、(2009)、ワシントン条約年次報告書2007



©Wolfgang Von Schmieder / WWF-Canon

表 2 輸出国地域および原産国地域の輸入件数上位5ヵ国 (2007年)

輸出国/地域 <sup>1</sup>	動物	植物	合計	全体に占める割合	原産国/地域 <sup>2</sup>	動物	植物	合計	全体に占める割合
台湾	1,658	6,254	7,912	16.1%	インドネシア	9,777	383	10,160	20.7%
インドネシア	7,570	326	7,896	16.1%	米国	9,064	378	9,442	19.2%
スイス	6,805	0	6,805	13.9%	台湾	1,509	6,225	7,734	15.8%
イタリア	5,639	8	5,647	11.5%	マレーシア	2,314	752	3,066	6.2%
フランス	3,384	12	3,396	6.9%	コロンビア	2,054	6	2,060	4.2%

<sup>1</sup> Country of export or re-export

<sup>2</sup> Country of origin of re-export. 原産国の欄に記載のないものはカウントしていない

出典: 経済産業省. (2009). ワシントン条約年次報告書2007

少なくとも動物640種、植物978種の種の動植物を輸入した。(これは種名が記載されているもののみの数。また、同じ種でも地域個体群の分割掲載等で複数の附属書に掲載されているものもあるが、合計数ではそうした重複は除いた。)

輸入件数のもっとも多い種はアメリカアリゲーター(ミシシッピーワニ) *Alligator mississippiensis* (8,732件) で全体の約17.8%を占める。次いでアミメシキヘビ *Python reticulatus* (3,747件)、ナイルワニ *Crocodylus niloticus* (3,192件) と種名の記載のあったものでは上位10位までが爬虫類となっている。ただし種名で記録されていない、上位分類群による記載では、刺胞動物門のイシサンゴ目 SCLERACTINIA spp. (440件) やミドリイシ属 *Acropora* spp. (400件) も少なくない。一方、植物は種名で輸入されているものは少ない。ラン科植物はラン科植物 Orchidaceae spp.として、種名がわからないまま7,150件が輸入されおり、件数としてはアメリカアリゲーターの次に多い。種名の記載のあるラン科を含めると、ラン科植物は植物全体の約85.0%を占める。種名がわかるもので一番輸入件数が多い植物は *Phalaenopsis amabilis* (108件) である。

### 輸出国・原産国

輸出国としては、台湾、インドネシア、スイス、イタリア、フランスが件数による上位5ヵ国となる(表2)。一位の台湾の輸出では、ラン科植物の輸入がもつ

とも多く、これは日本が輸入するワシントン条約掲載植物全体の約57.6%を占める。2位のインドネシアについては95.9%を動物が占め、このほとんどはイシサンゴ類である。スイス、イタリア、フランスについては爬虫類の皮革製品の輸入件数が多い。

原産国として記録されている国/地域は、インドネシア、米国、台湾、マレーシア、コロンビアが件数で上位5ヵ国となる。植物は台湾との関わりが大きく、輸出国、原産国としても高い割合を示す。

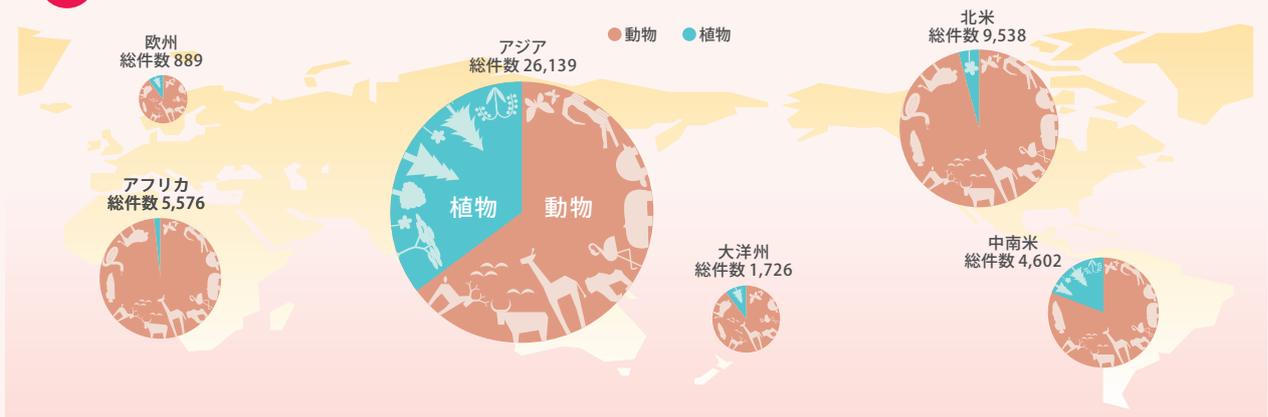
さらに原産国を地域別にみても(図2)、圧倒的にアジアの件数が多いことがわかる。次いで北米、アフリカと続く。他の地域を比較すると、アジアは植物の割合が大きいのが特徴である。これは植物の原産国として大きな割合を占めている台湾が含まれているからである。動物の輸入の特徴としては、生きた動物の割合の高い欧州および、サンゴ類が多くを占めるアジア以外は、爬虫類の皮革製品がそれぞれ全輸入件数の45～90%を占める。

### 野生?人工繁殖?

#### 輸入された動植物種の出所

ワシントン条約では、輸入されたものが飼育繁殖されたものか、野生から採取されたものかを記録している。動物については、野生から採取されたものは20,067件、飼育下での繁殖やランチング事業を出所とするものは17,182件(表3)。一方植物は、野生を出所とするものは少なく、90%以上

図 2 原産地域別輸入件数 (2007年)



※原産国に記載のない600件は除外している。  
 ※総件数は円の面積に比例  
 ※地域分類は国際連合ウエブサイト参照 <http://unstats.un.org/unsd/methods/m49/m49regin.htm>. (2010年8月31日閲覧)  
 出典: 経済産業省. (2009). ワシントン条約年次報告書2007

は人工的に繁殖させたものに由来している。

### どんな形態で輸入されているのか?

ワシントン条約の対象種はどのような形態で輸入されているか調べることで、ワシントン条約掲載種が日本でどのように利用されているのかおおよそ知ることができる。同条約の下では、取引時の形態を73種類 (2007年時点) にわけて記録している (CITES, 2006)。

もっとも件数が多い形態は、皮・皮革製品である (次ページの表4)。皮革製品のほとんどは爬虫類であり、99.5%を占める。一方、生体は多様な分類群において輸入されている。また衣服、科学標本、彫刻など、もっとも多様な形態で輸入されているのは哺乳類である。

### 皮革製品

皮や皮革製品として輸入されているのは、ほとんどが爬虫類で、その他わずかながら哺乳類・鳥類がある。数量単位が個数であったり重量であったりと一概に比較するのは難しい。このため、単位が個数のものだけみても、少なくとも112万個以上の爬虫類の皮革製品を輸入している。香港からの輸入量をもっとも多い。

### 生きた動物、生体の輸入

日本は2007年にワシントン条約掲載種の生きた動物を400種以上、12万頭以上輸入している。

表 3 出所別輸入件数 (2007年)

	動物	植物	合計
野生	20,166	607	20,773
飼育繁殖やランチング	17,182	10,200	27,382
その他出所不明	861	54	915
合計	38,209	10,861	49,070

出典: 経済産業省. (2009). ワシントン条約年次報告書2007



©Martin Harvey / WWF-Canon

表 4 動物の形態別にみた輸入件数 (2007年)



	合計	生きたもの	体	骨、骨格、頭蓋骨	毛・羽	かぎ爪・角・牙	卵	殻	胆嚢	麝香	肉	科学標本	革製品(大・小)	皮膚・脳	毛皮のフレート	衣類	布	彫刻	派生物	抽出物	薬	キャビア	サンゴ	
哺乳類	1,410	143		4	14	63			3	4		294	51	65	8	344	49	172		1	195			
鳥類	2,548	2,527	5		2			1				6	3	2		1		1						
爬虫類	25,984	1,162	7	3							254	1	23,209	1,108		218		10	11		1			
両生類	73	73																						
条鰭(き)綱	557	356	16								2									15			168	
肉鰭(き)綱	5	2	2				1																	
昆虫綱	202		202																					
クモ綱	15	15																						
ヒル綱	4	4																						
腹足綱	330	253																12	65					
二枚貝綱	17	15						1											1					
花中綱	6,977																		5	24				6,948
ヒドロ虫綱	87		232																					87
計	38,209	4,550	464	7	16	63	1	2	3	4	256	301	23,263	1,175	8	563	49	201	100	16	196	168	7,035	

出典: 経済産業省. (2009). ワシントン条約年次報告書2007

表 5 科および形態別にみた植物の輸入件数 (2007年)



	合計	生きたもの	根	種子	茎	乾燥植物	抽出物	葉	粉末	チップ	丸太	木材	挽き材	彫刻	派生物	サンゴ	革製品(小)
ラン科 Orchidaceae	9,237	9,162	68			1	1	5									
ジンチョウゲ科 Thymelaeaceae	427				23	5			12	85		276	4	21	1		
ウツボカズラ科 Nepenthaceae	359	359															
サボテン科 Cactaceae	244	237		2	3			1								1	
サラセニア科 Sarraceniaceae	100	100															
マメ科 Leguminosae	96										1	13	1	80		1	
ヘゴ科 Cyatheaceae	65	28			10	2		2	15			7			1		
ユリ科 Liliaceae	58	40					18										
キク科 Compositae	43		25		7	4		7									
アナナス科 Bromeliaceae	31	31															
キョウチクトウ科 Apocynaceae	28	18					1		4						4		1
ソテツ科 Cycadaceae	26	26															
サクランソウ科 Primulaceae	26	5	21														
トウダイグサ科 Euphorbiaceae	26	26															
フロリダソテツ科(ザミア科) Zamiaceae	24	24															
モウセンゴケ科 Droseraceae	22	20					2										
ヒガンバナ科 Amaryllidaceae	19		19														
センダン科 Meliaceae	16											3	6	7			
ウコギ科 Araliaceae	5		4					1									
ヤシ科 Palmae	3	3															
バラ科 Rosaceae	2						2										
タカラビ科 Dicksoniaceae	1					1											
リュウゼツラン科 Agavaceae	1	1															
ハマビシ科 Zygophyllaceae	1												1				
イチイ科 Taxaceae	1							1									
合計 Total	10,861	10,080	137	2	43	13	24	14	19	100	1	299	12	108	7	1	1

出典: 経済産業省. (2009). ワシントン条約年次報告書2007

このうち12,547頭が附属書I掲載種で、アジアアロワナ *Scleropages formosus* が約97%を占める。

附属書IIの輸入はもともと数も多く102,034頭であるが、そのなかでも一番数が多いのはブンチョウ *Lonchura oryzivora* (以前の *Padda oryzivora* で記載)で、その約29%を占めている。すべて台湾から輸入されている。また約22%をカメ目が占めている。そのほか、昆虫綱INSECTA (チョウ類など)は生体の輸入はなく体 (body) としての輸入がすべてであるため、生体ではなく標本として利用されていると考えられる一方で、クモ綱ARACHNIDA (タランチュラ類) はすべてが生体で輸入されており、その用途はおそらくペットだと考えられる。

附属書IIIでは6,368頭が輸入されているが、もともと多いのが淡水ガメ・リクガメで、その99%以上を占める。なかでも一番頭数が多いのはリクガメ科 Testudinidae として記載されているもので、6,225頭の輸入があった。しかし種名の記載がないためどのリクガメ種が輸入されたかが不明である。また、生体の輸入として、頭数での記録でないため前述のパーセンテージには含まれていないが、一時的 (2007年～2010年) に附属書III掲載された南アフリカのミダノアワビ *Haliotis midae* が約119 t 輸入されている。

## 植物



©Auton Vorauer / WWF-Canon

植物の総輸入件数は10,861件である。ラン科 Orchidaceae がもともと件数も多く、次いでジンチョウゲ科 Thymelaeaceae、ウツボカズラ科 Nepenthaceae、サボテン科 Cactaceae と続く。もともと多くの件数を占めるのは「生きたもの」である (表5)。科別の輸入件数でいったものが90%以上を占めるのは、ラン科、サボテン科、ウツボカズラ科など24科のうち11科にのぼる。一方、木材や粉末やチップでの輸入が多いのはジンチョウゲ科 (ラミン *Gonystylus* spp.、沈香 *Aquilaria* spp. が含まれる) である。

ワシントン条約の附属書掲載種の輸出入データは動植物の国際取引を種という単位で知ることができる数少ないツールである。こうして全体の傾向を分析してみると、日本がどういった野生動植物をどこから、どういった形態で輸入しているか、といったことがわかる。また、さらに種別の詳細な取引量や原産国を把握することで、日本がどれぐらい、海外に生息する動植物に負荷を与えている可能性があるかを知り、海外に生息する野生動植物の保全に対してどれだけ責任があるかを自覚するためにも、こうしたデータが役立つだろう。

### 参考文献

経済産業省. (1981). 2007年ワシントン条約年次報告書

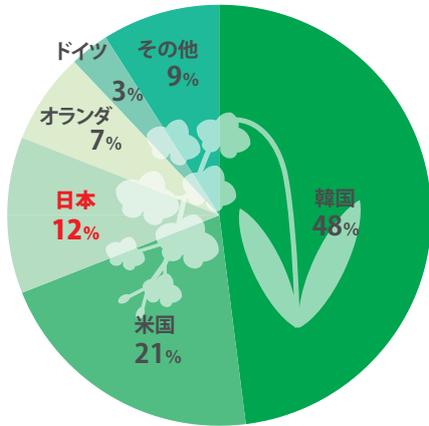
CITES. Guidelines for the preparation and submission of CITES annual report, annex of CITES Notification No.2006/030.

<http://www.cites.org/eng/notif/2006/E-ARguide.pdf>. (2010年5月17日閲覧)

# C O L U M N

## 世界の生きたラン科植物の輸入

世界の生きたラン科の輸入数(2007年)

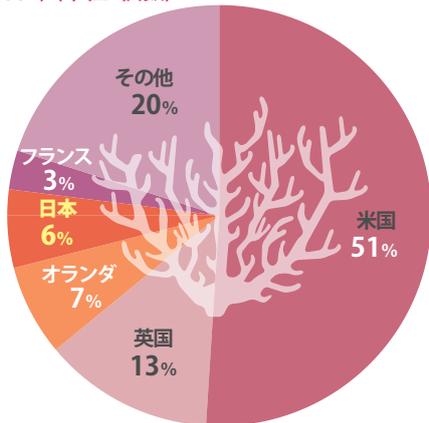


2007年、世界で1億1,900万個以上のランが国際取引されたと記録されている。

※ kgで輸入されている中国:2,650 t, 香港1,446kg, シンガポール300kg, ブラジル50kg, 米国12,702kgおよび、少量単位のものがあるが、これらは除外している。  
出典: CITES trade statistics derived from the CITES Trade Database, managed by UNEP-WCMC, received from E. White, UNEP-WCMC, *in litt.*, 24 June 2010.

## 世界のイシサンゴ目 SCRELACTINIA の輸入

世界のイシサンゴ目 SCLERACTINIA の取引量(2007) (単位:個数)

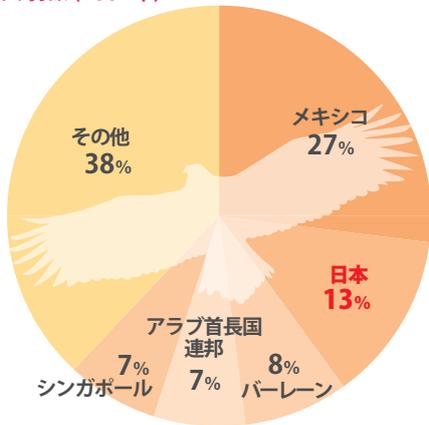


イシサンゴ目全種がワシントン条約附属書IIに掲載されている。kgといった重量などで記録されているものも少なくないため(爬虫類製品と同様、これらは含まないで集計した)、個数だけで世界の取引量を知るのは難しい。しかし、2007年は、世界で398万個以上が取引されていて、うち生きたものが251万個以上を占める。

※ 記録にあるすべての形態 (body, carving, coral (raw), derivatives, live, specimen (scientific)) で単位が個数であるものを集計。  
※ 個数以外に約2,696tの記録があるが、単位が異なりここでは比較できないため除外した。  
出典: CITES trade statistics derived from the CITES Trade Database, managed by UNEP-WCMC, received from E. White, UNEP-WCMC, *in litt.*, 24 June 2010.

## 世界のワシントン条約規制対象種の生きた鳥類の輸入

世界の生きた鳥類(ワシントン条約掲載種)の輸入羽数(2007年)

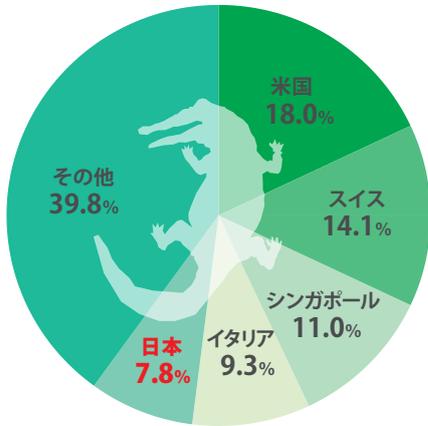


2007年には世界で約460種、約32万羽のワシントン条約の対象種である生きた鳥が国際取引された。なかでももっとも多く取引された3種はブンチョウ *Lonchura oryzivora*、キエリクロボタンインコ *Agapornis personatus*、オキナインコ *Myiopsitta monachus* である。この3種で40%を占める。

出典: CITES trade statistics derived from the CITES Trade Database, managed by UNEP-WCMC, received from E. White, UNEP-WCMC, *in litt.*, 24 June 2010.

世界の爬虫類の皮・皮革製品の輸入

世界の爬虫類の皮革製品の輸入 (2007)

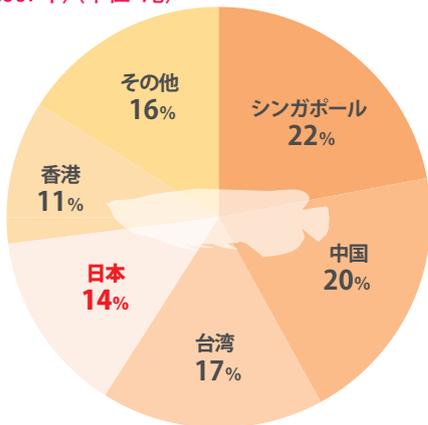


爬虫類の皮革製品の取引量には様々な単位が使用されているため、すべてを同等に比較するのは難しい。ここでは個数や個数に準ずる単位で表示されているデータのみを抽出し、集計した。2007年、世界で約1,590万個以上が国際取引された。

※単位は個数および個数として扱うことができると判断した単位 (例えばsetやpair)。個数以外の単位のものには除いた。それ以外にもkg (14,391.296)、m (4,107.09)、cm<sup>2</sup> (1,251)、平方フィート (14,466.4)、m<sup>2</sup> (49)を単位とする記録があるがここでは比較できないため除外した。  
 ※形態コードの革製品 (大・小) (LPS, LPL)、脳 (SID)、皮膚・皮 (SKI)、皮片 (SKP)の合計。  
 出典: CITES trade statistics derived from the CITES Trade Database, managed by UNEP-WCMC, received from E. White, UNEP-WCMC, *in litt.*, 24 June 2010.

世界のアジアアロワナの輸入

世界の生きたアジアアロワナの輸入数 (2007年) (単位:尾)



野生では東南アジアに生息するアジアアロワナ *Sclerophages formosus* は、IUCNのレッドリストでもEN (絶滅危惧種) に分類されており、ワシントン条約では1995年よりすべての個体群が附属書Iに掲載されている。ただし、インドネシア、マレーシア、シンガポールの飼育繁殖事業がワシントン条約の規定にしたがって登録され、許可制で取引が認められており、そこから輸出されるものには識別用のマイクロチップなどが埋め込まれている。2007年の世界の取引量は約97,000頭であり、輸入国は東アジアの国々が大きい割合を占める。

出典: UNEP-WCMC CITES Trade Databaseよりトラフィックイーストアジアジャパンまとめ (2010年6月11日取得)